

# ■ 意見書 ■

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、こども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材は限られることから、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想される。

このような中、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとしている。

引き続き、地方が責任をもって、社会保障や足元の物価高対策はもとより、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策、地方創生の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められる。

よって、国におかれては、令和7年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 原油価格・物価高騰対策に対応できるよう必要な財政措置を講じること。
- 2 社会保障、物価高騰対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 3 地方創生の実現に向け、「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

- 5 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- 6 「こども・子育て支援加速化プラン」の実施、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 7 地域の活性化のため重要な役割を担う地域公共交通について、普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革）  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

殿

上記のとおり発議する。

令和6年6月18日

鹿児島県議会総務警察委員長 西村 協

### 防災・減災，国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書

近年，全国各地で台風や集中豪雨，能登半島地震をはじめとした大地震，火山噴火等の大規模自然災害が頻発化・激甚化しており，甚大な被害が発生している。

本県は，本土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われ，また，台風常襲地帯であるため，毎年のように大きな被害が発生しているところである。

一方，災害を未然に防止するため，防災対策を実施した箇所では，家屋の浸水被害がなくなるなど，対策効果が十分に発揮された箇所もあり，事前防災の重要性を再認識したところである。

国においては，令和5年6月には改正国土強靱化基本法が成立し，7月には新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定されたところである。

本県においても，「5か年加速化対策」予算等を積極的に活用し，流域治水対策などのハード対策やソフト対策，高規格道路のミッシングリンク解消，インフラの老朽化対策など，防災・減災，国土強靱化に取り組んでいるところである。

しかしながら，その取組は未だ道半ばであり，防災・減災，国土強靱化のさらなる推進には，中長期かつ明確な見通しの下，継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要である。

よって，国におかれては，自然災害等に備えた防災・減災対策，国土強靱化の充実強化を図り，安心・安全な県民生活を実現するため，昨今の資材高騰や賃金水準の上昇も踏まえ，次のとおり措置されるよう強く要望する。

## 記

- 1 強靱な国土づくりを強力かつ計画的に進めるため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な予算・財源を確保するとともに、予算については、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を当初予算でしっかりと確保すること。
- 3 防災・減災対策、国土強靱化の取組を推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など地方単独費を要する業務について、地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 4 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」について、今後も、防災・減災、国土強靱化を推進するため、期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣 殿  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

上記のとおり発議する。

令和6年6月18日

鹿児島県議会総合政策建設委員長 寿はじめ